

釜石市民体育館条例

○釜石市民体育館条例

令和元年6月24日

条例第1号

改正 令和2年4月25日条例第26号

令和2年6月30日条例第39号

(設置)

第1条 市民の心身の健全な発達と体力の向上に資するため、釜石市民体育館(以下「体育館」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 体育館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 釜石市民体育館

位置 釜石市鶴住居町四丁目905番3

(令2条例26・令2条例39・一部改正)

(指定管理者による管理)

第3条 体育館の管理は、市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

(開館時間)

第4条 体育館の開館時間は、9時から21時までとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の開館時間を変更することができる。

(休館日)

第5条 体育館の休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

(1) 月曜日(月曜日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たるときはその翌日)

(2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日の翌日

(3) 12月29日から翌年1月3日までの日(前2号に掲げる日を除く。)

(使用の許可)

第6条 体育館を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた者(以下「使用者」という。)が、許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付けることができる。

(使用の制限)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、体育館の使用を許可しない。

釜石市民体育館条例

- (1) 公序良俗に反し、又は公益を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失するおそれがあると認めるとき。
- (3) その他市長が体育館の管理上適当でないとき。

(使用料)

第8条 体育館の使用料は、別表に掲げる額とする。

- 2 使用者は、使用の許可を受けた際に前項に定める使用料に消費税額及び地方消費税額を加えた額(その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)を市長に納付しなければならない。
- 3 市長は、特別の理由があると認めるときは、前項に規定する使用料の納付期日を別に指定することができる。

(利用料金)

第9条 市長は、第3条の規定により指定管理者に管理を行わせる場合は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第8項の規定に基づき、利用料金を指定管理者の収入として收受させることができる。

- 2 前項の規定により指定管理者に利用料金を收受させる場合は、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て別表に掲げる額の範囲内で利用料金を定めるものとする。
- 3 使用者は、使用の許可を受けた際に前項に定める利用料金に消費税額及び地方消費税額を加えた額(その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)を指定管理者に納付しなければならない。
- 4 指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、前項に規定する利用料金の納付期日を別に指定することができる。

(使用料の減免)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料を減額又は免除することができる。

- (1) 市が主催する事業に使用するとき。
- (2) 市立小中学校の行事で使用するとき。
- (3) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者(15歳未満の者につき、その保護者が身体障害者手帳の交付を受けているときは、当該15歳未満の者)、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者その他規則で定める者が使用するとき。
- (4) その他市長が適当と認めるとき。

(使用料の不還付)

釜石市民体育館条例

第11条 既納の使用料は、還付しない。ただし、使用者の責めに帰することができない理由により体育館を使用することができなかつたとき、その他市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用許可の取消し等)

第12条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第6条に規定する使用の許可を取り消し、又はその使用を制限し、若しくは停止し、又は退去を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (2) 第7条各号のいずれかに該当するとき。
- (3) 使用許可に付した条件に違反したとき。
- (4) 偽りその他不正な手段により使用の許可を受けたとき。
- (5) 災害その他不可抗力により体育館の運営上、緊急やむを得ない理由が発生したとき。
- (6) その他市長が必要と認めるとき。

(指定管理者の指定の手続)

第13条 体育館の管理について、第3条の規定による指定を受けようとする者は、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があつたときは、次に掲げる事項等を審査し、その結果を同項の申請をした者に通知するものとする。

- (1) 平等な利用が確保されること。
- (2) 管理に係る経費の縮減が図られること。
- (3) 事業計画書に基づき、継続して適正に管理することができる人的能力及び物的能力を有すること。

3 市長は、前項の規定により指定管理者を指定したときは、その旨を告示しなければならない。

(指定管理者による管理の基準)

第14条 指定管理者は、法令、この条例及びこの条例に基づく規則その他市長の定めるところに従い、適正に管理しなければならない。

(指定管理者の業務)

第15条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 体育館の使用の許可に関する業務
- (2) 体育館の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、体育館の設置の目的を達成するために市長が必要と認める業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、体育館の運営に関する業務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務

釜石市民体育館条例

- 2 第3条の規定により指定管理者に管理を行わせる場合において、第4条から第7条までの規定、第10条から第12条までの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。
- 3 第3条の規定により指定管理者に管理を行わせる場合において、第10条、第11条及び別表中「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。

(事業報告書の提出)

第16条 指定管理者は、毎年度終了後、市長が定める日までに、次に掲げる事項を記載した事業報告書を市長に提出しなければならない。年度の途中において地方自治法第244条の2第11項の規定に基づき指定を取り消されたときも、同様とする。

- (1) 業務の実施状況及び使用状況
- (2) 管理経費の収支状況
- (3) その他市長が必要があると認めた事項

(禁止行為)

第17条 使用者は、体育館において次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 許可を受けないで物品の販売その他の商行為をすること及び印刷物、ポスター等を掲示し、又は配布すること。
- (2) 所定の場所以外で喫煙し、又は飲食すること。

(損害賠償義務)

第18条 指定管理者及び使用者は、自己の責めに帰すべき理由により体育館の施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失したときは、市長の指示するところにより原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。

(秘密保持義務)

第19条 指定管理者及び体育館の業務に従事している者は、体育館の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は体育館の業務の従事を退いた後においても、同様とする。

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(令和元年9月規則第4号で、同元年12月1日から施行)

(準備行為)

- 2 この条例中指定管理者の指定及びこれに関し必要なその他の行為に関する規定は、この条例の施行前においても行うことができる。

釜石市民体育館条例

(釜石市体育施設条例の一部改正)

3 釜石市体育施設条例(平成9年釜石市条例第19号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(令和2年4月25日条例第26号)

この条例は、令和2年4月25日から施行する。

附 則(令和2年6月30日条例第39号)

この条例は、令和2年6月30日から施行し、この条例による改正後のいのちをつなぐ未来館条例及び釜石市民体育館条例の規定は、令和2年6月24日から適用する。

別表(第8条関係)

釜石市民体育館使用料

1 アリーナ使用料

| 区分 | | | 貸切使用(1時間につき) | 個人使用(1人1時間につき) |
|---------------|------------------|------------------|--|------------------------------------|
| 入場料等を徴収しない場合 | アマチュアスポーツに使用する場合 | 小学生、中学生及び高校生 | 全面 600円 半面 300円 4分の1面 150円 | 50円 |
| | | 一般 | 全面 1,200円 半面 600円 4分の1面 300円 | 100円 |
| | | その他の催しに使用する場合 | 全面 2,400円 半面 1,200円 4分の1面 600円 | — |
| | 入場料等を徴収する場合 | アマチュアスポーツに使用する場合 | 小学生、中学生及び高校生 | 全面 1,200円 半面 600円 4分の1面 300円 |
| 一般 | | | 全面 2,400円 半面 1,200円 4分の1面 600円 | — |
| その他の催しに使用する場合 | | | 全面 4,800円 半面 2,400円 4分の1面 1,200円 | — |
| 合 | | 営利を目的とする場合 | 全面 9,600円 半面 4,800円 4分の1面 2,400円 | — |

釜石市民体育館条例

2 会議室使用料

| 区分 | | 使用料(1時間につき) |
|------|------------------|-------------|
| 会議室1 | アマチュアスポーツに使用する場合 | 1室につき 200円 |
| 会議室2 | その他の催しに使用する場合 | 1室につき 400円 |

3 付属の設備等使用料

| 名称 | 単位 | 使用料(1回につき) |
|---------|----|------------|
| 放送設備 | 1式 | 1,000円 |
| 移動式ステージ | 1台 | 100円 |
| 椅子 | 1脚 | 10円 |
| 長机 | 1本 | 20円 |

備考

- 1 入場料等を徴収する場合とは、入場料、会費又はこれに類する料金を徴収する場合をいい、入場料等を徴収しない場合とは、それ以外の場合をいう。
- 2 貸切使用とは、アリーナの全部又は一部を専用して使用する場合をいい、個人使用とは、アリーナの全部又は一部を専用しないで使用する場合をいう。
- 3 貸切使用の場合において、使用時間があらかじめ許可された使用時間を超えるときは、その超える時間1時間につき、各区分の使用料の額の1時間当たりの額を加算した額とする。
この場合において、1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。
- 4 休館日に施設を使用する場合の使用料は、この表により算定した額の3割増とする。